

精華町第3次男女共同参画計画 体系(案)

第2次後期計画(令和2年度～令和6年度)

第3次計画(令和7年度～令和16年度)

基本理念：多様な生き方が選択できる**男女共同参画**のまち

資料4

コメント1 山本 美玖
前回の打合せ時にお話のあった通り、男女という区分にとどまらないかと思われる分野、方向については、一定表現を見直す形で修正案を作成しております。ご検討下さい。

施策の柱1 男女共同参画のひとづくり

基本方針① 人権についての意識を高める

- ①人権尊重の啓発 ②性と男女平等に関する学校教育の充実
- ③男女共同参画の視点に立った生涯学習、家庭教育の推進

基本方針② 男女共同参画の意識をひろめる

- ①男女共同参画に関する啓発 ②企業・各種団体における意識啓発
- ③性別役割分担意識に基づいた地域慣習の見直し
- ④図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実
- ⑤セクハラ防止の強化

基本方針③ 女性に対する暴力を根絶する《DV防止基本計画》

- ①DV防止に関する啓発 ②DV被害者に対する相談等の支援
- ③DV被害者の安全確保と自立支援

基本方針④ メディアにおける男女の人権を尊重する

- ①メディア・リテラシーに関する啓発 ②広報・出版物等における表現の適正化推進

施策の柱2 男女共同参画の社会づくり

基本方針⑤ 男女が働きやすい環境を整備する《女性活躍推進計画》

- ①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
- ②農業・商工業における男女のパートナーシップの促進
- ③女性の再就職・起業、経済的自立に関する支援の拡充 ④女性の能力開発の機会充実

基本方針⑥ 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

- ①子どもや高齢者、障害者、外国人、性的少数者など困難を抱えた人の人権を守る
- ②自立支援と社会参画の推進 ③防災・災害時の男女共同参画の推進

基本方針⑦ 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる

- ①育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励
- ②家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発
- ③家庭生活における男女共同参画の推進 ④子育て、介護等支援体制の充実

基本方針⑧ 男女がともにまちづくりに取り組む

- ①性別役割分担意識に基づいた地域慣習の見直し
- ②地域自治活動への男女共同参画の促進 ③男女のエンパワーメントの促進

基本方針⑨ 生涯を通じた男女の健康を支援する

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進 ②生涯を通じた男女の健康の保持推進
- ③保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備

施策の柱3 男女共同参画の基盤づくり

基本方針⑩ 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する

- ①政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成 ②地域の女性リーダーの養成
- ③委員会、審議会等への女性の積極登用

基本方針⑪ 住民活動を支援する

- ①男女共同参画の拠点づくり ②女性の能力開発の機会充実

基本方針⑫ 町行政組織における男女共同参画を推進する

- ①庁内推進体制の充実 ②町職員への意識啓発

近年の男女共同参画に関する 主な社会の動き

- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正(令和元年)
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(令和元年)
- ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正(令和3年)
- ・「育児・介護休業法」改正(令和3年)
- ・「AV出演被害防止・救済法」施行(令和4年)
- ・「困難女性支援法」公布(令和4年)
- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行(令和5年)

第5次男女共同参画基本計画 取り組むべき事項

- ・あらゆる分野における男女共同参画
- ・女性活躍の視点をふまえた施策
- ・指導的地位に占める女性の割合の上昇
- ・アンコンシャス・バイアスに対する広報・啓発
- ・仕事と家事・育児・介護を両立できる環境の整備
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・女性が安心して暮らせるための環境整備
- ・男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興対策
- ・地域における連携・協働体制の強化

精華町の課題

- ・性別役割分担意識を含む無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)の解消
- ・多様な性のあり方への理解促進
- ・さまざまな場における男女共同参画の推進
- ・仕事と家庭の両立支援及び男性の家庭参画への促進
- ・女性の就労支援、スキル向上
- ・政策・方針決定過程における女性の登用促進
- ・DV被害の防止及び相談体制の強化
- ・男女共同参画の視点を踏まえた防災
- ・多様な人材の協働による地域の活性化

基本目標1 多様な生き方を尊重し合うひとづくり

基本方針① 人権・男女共同参画についての意識を高める

- ①人権尊重・男女共同参画に関する啓発・学習機会の充実
- ②性とジェンダー平等に関する学校教育の充実
- ③企業・各種団体における意識啓発

基本方針② あらゆる暴力を根絶する《DV防止基本計画》

- ①DV防止に関する啓発
- ②子ども、若年層への予防啓発の推進【新規】
- ③DV被害者に対する相談等の支援
- ④DV被害者の安全確保と自立支援

基本方針③ メディアにおけるあらゆる人の人権を尊重する

- ①メディア・リテラシーに関する啓発
- ②広報・出版物等における表現の適正化推進

施策の柱2 多様な生き方・働き方ができる社会づくり

基本方針④ 誰もが働きやすい環境を整備する《女性活躍推進計画》

- ①雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
- ②農業・商工業における男女のパートナーシップの促進
- ③女性の再就職・起業、経済的自立に関する支援の拡充
- ④女性の能力開発の機会充実

基本方針⑤ 誰もが安心して暮らせるまちをつくる

- ①様々な困難を抱えた人の人権を守る ②防災・災害時の男女共同参画の推進

基本方針⑥ 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる

- ①育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励
- ②家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発
- ③家庭生活における男女共同参画の推進 ④子育て、介護等支援体制の充実

基本方針⑦ みんなでまちづくりに取り組む

- ①地域自治活動への男女共同参画の促進 ②男女のエンパワーメントの促進

基本方針⑧ 生涯を通じた男女の健康を支援する

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進 ②生涯を通じた男女の健康の保持推進
- ③保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備

施策の柱3 多様な生き方を支える基盤づくり

基本方針⑨ 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する

- ①政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成
- ②委員会、審議会等への女性の積極登用

基本方針⑩ 住民活動で多様な人材が活躍できるよう支援する

- ①女性の能力開発の機会充実

基本方針⑪ 町行政組織における男女共同参画を推進する

- ①庁内推進体制の充実 ②町職員への意識啓発

第2次後期計画 施策体系 詳細	
施策の柱1 男女共同参画のひとづくり	
基本方針1 人権についての意識を高める	
施策① 人権尊重の啓発	(1)人権尊重に関する意識の啓発
施策② 性と男女平等に関する学校教育の充実	(1)教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における学習の場の活用 (2)啓発補助教材の作成・活用 (3)教職員への研修の充実 (4)管理職への女性教職員の登用促進 (5)性に関する教育・学習の充実 (6)多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
施策③ 男女共同参画の視点に立った生涯学習、家庭教育の推進	(1)講演会・各種講座・広報誌等の活用、機会の充実 (2)PTAや女性団体等の学習会開催 (3)各世代に対応した学習材料の作成・提供
基本方針2 男女共同参画の意識をひろめる	
施策① 男女共同参画に関する啓発	(1)男女共同参画に関する意識の啓発 (2)講演会・各種講座・広報誌等の活用、機会の充実
施策② 企業・各種団体における意識啓発	(1)男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底 (2)積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及
施策③ 性別役割分担意識に基づいた地域慣習の見直し	(1)男女共同参画の学習・啓発機会の充実
施策④ 図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実	(1)図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実
施策⑤ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）防止の強化	(1)職場等でのセクハラ防止推進
基本方針3 女性に対する暴力を根絶する【DV防止基本計画】	
施策① DV防止に関する啓発	(1)DVに関する周知と啓発 (2)DV被害者への情報提供
施策② DV被害者に対する相談等の支援	(1)相談体制の充実・強化 (2)関係機関との連携強化
施策③ DV被害者の安全確保と自立支援	(1)DV被害者の保護 (2)DV被害者の自立支援 (3)関係機関との連携・協働
基本方針4 メディアにおける男女の人権を尊重する	
施策① メディア・リテラシーに関する啓発	(1)メディア・リテラシーに関する周知と啓発
施策② 広報・出版物等における表現の適正化推進	(1)町の刊行物等におけるガイドラインの作成

第3次計画案 施策体系 詳細	
施策の柱1 多様な生き方を尊重し合うひとづくり	
基本方針1 人権・男女共同参画についての意識を高める	
施策① 人権尊重・男女共同参画に関する啓発・学習機会の提供	(1)人権尊重・男女共同参画に関する意識の啓発 (2)講演会・各種講座等の学習機会の充実 (3)図書館と連携した女性問題と男女共同参画に関する情報収集・提供の充実 (4)各世代に対応した学習材料の作成・提供 (5)多様な性のあり方への理解促進
施策② 性とジェンダー平等に関する学校教育の充実	(1)教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間における学習の場の活用 (2)啓発補助教材の作成・活用 (3)教職員への研修の充実 (4)管理職への女性教職員の登用促進 (5)性に関する教育・学習の充実 (6)多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
施策③ 企業・各種団体における意識啓発	(1)男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底 (2)積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及 (3)職場等での各種ハラスメントの防止推進
施策の柱2 あらゆる暴力を根絶する【DV防止基本計画】	
施策① DV防止に関する啓発	(1)DVに関する周知と啓発 (2)DV被害者への情報提供
施策② 子ども、若年層への予防啓発の推進【新規】	(1)デートDV防止に向けた啓発【新規】 (2)性暴力被害予防のための啓発【新規】
施策③ DV被害者に対する相談等の支援	(1)相談窓口の周知、相談体制の充実・強化 (2)関係機関との連携強化
施策④ DV被害者の安全確保と自立支援	(1)DV被害者の保護 (2)DV被害者の自立支援 (3)関係機関との連携・協働
基本方針3 メディアにおけるあらゆる人の人権を尊重する	
施策① メディア・リテラシーに関する啓発	(1)メディア・リテラシーに関する周知と啓発
施策② 広報・出版物等における表現の適正化推進	(1)町の刊行物等におけるガイドラインの作成

コメント2 山本 美玖

現行計画の基本方針②は取り組みレベルで基本方針①と内容が重複しているものが多いため、「意識啓発」関連の方針としてまとめる形で案を作成させて頂きました。

コメント3 山本 美玖

情報提供も啓発につながる取り組みですので、施策①の下に位置づけました。

コメント4 山本 美玖

現行計画では基本方針6の施策①の取組の一部でしたが、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行もあり、性的少数者への理解促進に関する取り組みが近年広まってきているため、1つの見出しとすることで位置づけを強化してみました。

コメント5 山本 美玖

パワハラをはじめマタハラ、パタハラ等、様々なハラスメントがありますので、記載を変更しました。

コメント6 山本 美玖

男性に対するDVもあるため、女性に特化した表現はやめました。

コメント7 山本 美玖

近年、DVの認知は高まってきましたが、デートDVについてはまだまだ認知度が低いこと、また成年年齢の引き下げによる若年層での性暴力被害の増大等が懸念されていることから、新規に追加しております。ご検討下さい。

第2次後期計画 施策体系 詳細	
施策の柱2 男女共同参画の社会づくり	
基本方針5 男女が働きやすい環境を整備する【女性活躍推進計画】	
施策① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	
(1) 役職への女性の登用促進	
(2) 男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法などに関する啓発	
(3) 職場内研修実施の促進	
(4) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する周知	
(5) 雇用における男女の機会均等と平等待遇の推進	
施策② 農業・商工業における男女のパートナーシップの促進	
(1) 家族経営協定締結の促進・支援	
(2) 商工会や農業団体による男女共同参画の取り組み支援	
(3) 女性への技術・経営等の研究機会の拡充・促進	
施策③ 女性の再就職・起業、経済的自立に対する支援の拡充	
(1) 研修・講演会の実施・充実	
(2) 相談窓口の設置	
(3) 女性の起業に関する支援機関の情報提供	
施策④ 女性の能力開発の機会充実	
(1) 就業に関連する情報の収集・提供体制の整備	
(2) 就業支援講座の開催の検討	
基本方針6 誰もが安心して暮らせるまちをつくる	
施策① 子どもや高齢者、障害者、外国人、性的少数者など困難を抱えた人の人権を守る	
(1) 暴力、虐待、差別等を根絶するための体制整備、予防・啓発の充実	
施策② 自立支援と社会参画の推進	
(1) 高齢者の就業促進、社会参加促進、単身高齢者の生活支援 ⇒削除	
(2) 様々な困難を抱える人々への支援	
施策③ 防災・災害時の男女共同参画の推進	
(1) 防災・災害時の配慮に関する意識啓発や支援	
基本方針7 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる	
施策① 育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励	
(1) 男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底	
(2) 企業対象の研修会実施	
施策② 家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発	
(1) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	
施策③ 家庭生活における男女共同参画の推進	
(1) 男性の家事・子育てなどの技術の習得支援	
(2) 父子手帳等の作成・配布	
(3) 男性が参画しやすい子育てや介護の条件整備	
(4) 男性の積極的な参画促進	
施策④ 子育て、介護支援体制の充実	
(1) 地域における育児・介護の支援体制づくり	
(2) 高齢者の就業促進、社会参加促進、単身高齢者の生活支援 ⇒削除	
(3) 様々な困難を抱える人々への支援	

第3次計画案 施策体系 詳細	
施策の柱2 多様な生き方・働き方ができる社会づくり	
基本方針4 誰もが働きやすい環境を整備する【女性活躍推進計画】	
施策① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	
(1) 役職への女性の登用促進	
(2) 男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法などに関する啓発	
(3) 職場内研修実施の促進	
(4) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する周知	
(5) 雇用における男女の機会均等と平等待遇の推進	
施策② 農業・商工業における男女のパートナーシップの促進	
(1) 家族経営協定締結の促進・支援	
(2) 商工会や農業団体による男女共同参画の取り組み支援	
(3) 女性への技術・経営等の研究機会の拡充・促進	
施策③ 女性の再就職・起業、経済的自立に対する支援の拡充	
(1) 研修・講演会の実施・充実	
(2) 相談窓口の設置	
(3) 女性の起業への支援	
施策④ 女性の能力開発の機会充実	
(1) 就業に関連する情報の収集・提供体制の整備	
(2) 就業支援講座の開催の検討	
基本方針5 誰もが安心して暮らせるまちをつくる	
施策① 様々な困難を抱えた人の人権を守る	
(1) 暴力、虐待、差別等を根絶するための体制整備、予防・啓発の充実	
(2) 様々な困難を抱える人々への支援	
施策② 防災・災害時の男女共同参画の推進	
(1) 防災・災害時の配慮に関する意識啓発や支援	
(2) 女性の視点に配慮した避難所の設置・運用【新規】	
基本方針6 仕事と家庭・地域活動が両立できる環境をつくる	
施策① 育児・介護に対する職場理解と法に基づく休業制度の普及促進・活用奨励	
(1) 男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底	
(2) 企業対象の研修会実施	
(3) 仕事と家庭の両立支援に関する助成金等の周知【新規】	
(4) 多様な働き方の周知【新規】	
施策② 家事、子育て、育児など、家庭責任に対する意識啓発	
(1) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発	
施策③ 家庭生活における男女共同参画の推進	
(1) 男性の家事・子育てなどの技術の習得支援	
(2) 父子手帳等の作成・配布	
(3) 男性が参画しやすい子育てや介護の条件整備	
(4) 男性の積極的な参画促進	
施策④ 子育て、介護支援体制の充実	
(1) 地域における育児・介護の支援体制づくり	

コメント 8 山本 美玖

以前の打合せで起業サポート実施される予定と仰っておりましたので、既存の取り組みである情報提供含め、起業支援という形でまとめております。

コメント 9 山本 美玖

ひとり親家庭への支援などもこちらに追加されても良いかと思っておりますので、見出しを「様々な」に変更しております。

コメント 10 山本 美玖

こちらは高齢者支援のみの項目になっており、高齢者福祉計画の方で記載があると思うので、削除されてはいいかがでしょうか。

コメント 11 山本 美玖

アンケート調査より避難所の設備のニーズが最も高いため追加しております。ご検討下さい。

コメント 12 山本 美玖

アンケート調査では、休業取得の課題として休業中の代替要員の確保や周りの人の負担増大等があげられておりましたので、両立支援に関する助成金等の国の支援の周知を追加しております。ご検討下さい。

コメント 13 山本 美玖

コロナを経てテレワーク、フレックスタイム等、柔軟な働き方が少しずつ広まったことから、項目を追加しております。ご検討下さい。

コメント 14 山本 美玖

基本方針6の施策②と同じですが、高齢者福祉計画の内容がメインですので、削除でも良いかと思っております。

コメント 15 山本 美玖

取り組み内容も基本方針6と全く同じであるため、まとめ、こちらからは削除で良いかと思っております。

第2次後期計画 施策体系 詳細	
基本方針8 男女がともにまちづくりに取り組む	
施策①性別役割分担意識に基づいた地域慣習の見直し ⇒ 基本方針1 施策①に包含	
(1)住民の自主的学習活動の支援	
(2)性別役割分担意識の解消に向けた情報発信	
施策② 地域自治活動への男女共同参画の促進	
(1)地域自治推進体制の再整理	
(2)団体等の役職への女性の登用促進	
(3)先進情報の提供	
施策③ 男女のエンパワーメントの促進	
(1)男女共同参画の活動を促進する人や団体の育成と発掘	
(2)研修・講演会の実施・充実 ⇒ 基本方針1 施策①に包含	
基本方針9 生涯を通じた男女の健康を支援する	
施策① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	
(1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	
施策② 生涯を通じた男女の健康の保持増進	
(1)生涯を通じた男女の健康保持、健康を脅かす問題についての対策	
施策③ 保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備	
(1)保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備	

第3次計画案 施策体系 詳細	
基本方針7 みんなでまちづくりに取り組む	
施策① 地域自治活動への男女共同参画の促進	
(1)地域自治推進体制の再整理	
(2)団体等の役職への女性の登用促進	
(3)先進情報の提供	
施策② 男女のエンパワーメントの促進	
(1)男女共同参画の活動を促進する人や団体の育成と発掘	
基本方針8 生涯を通じた男女の健康を支援する	
施策① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解の促進	
(1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	
施策② 生涯を通じた男女の健康の保持増進	
(1)生涯を通じた男女の健康保持、健康を脅かす問題についての対策	
施策③ 保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備	
(1)保健・医療、福祉と連携した相談援助体制の整備	

コメント 16 山本 美玖
 取り組み内容的に学習機会や情報提供のため、基本方針1にまとめております。

コメント 17 山本 美玖
 全て再掲の取り組みであるため、基本方針1にまとめています。

第2次後期計画 施策体系 詳細	
施策の柱3 男女共同参画の基盤づくり	
基本方針10 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する	
施策① 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成	
(1)政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成	
(2)研修・講演会の実施・充実	
施策② 地域の女性リーダーの養成	
(1)目標を設定した女性登用の促進	
(2)委員の公募制の推進	
施策③ 委員会、審議会等への女性の積極登用	
(1)委員会等の夜間・休日開催の検討	
(2)人材データベースの整備・活用	
基本方針11 住民活動を支援する	
施策① 男女共同参画の拠点づくり	⇒削除
(1)ボランティア活動やNPOを支援する環境整備	
(2)活動拠点の整備	
施策② 女性の能力開発の機会充実	
(1)相談窓口の設置	
(2)情報提供などの活動支援	
(3)住民活動グループの育成、支援	⇒削除
基本方針12 町行政組織における男女共同参画を推進する	
施策① 庁内推進体制の充実	
(1)男女共同参画施策を総合的に推進する	
(2)男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底	
施策② 町職員への意識啓発	
(1)町職員への啓発や意識改革のための研修の充実	
(2)育児・介護に対する職場理解の推進と法に基づく休業制度の積極活用	
(3)女性管理職の積極的登用の促進	
(4)女性職員への研修機会等の充実	
(5)町女性職員の管理職研修の充実と管理職登用の促進	
(6)職場環境の見直し	
(7)健康に関する相談援助体制の整備	

第3次計画案 施策体系 詳細	
施策の柱3 多様な生き方を支える基盤づくり	
基本方針9 政策・方針決定の場での男女共同参画を推進する	
施策① 政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成	
(1)政策・方針決定の場で活躍できる人材の育成	
(2)研修・講演会の実施・充実	
施策② 委員会、審議会等への女性の積極登用	
(1)目標を設定した女性登用の促進	
(2)委員の公募制の推進	
(3)委員会等の夜間・休日開催の検討	
(4)人材データベースの整備・活用	
基本方針10 住民活動で多様な人材が活躍できるよう支援する	
施策① 女性の能力開発の機会充実	
(1)相談窓口の設定	
(2)情報提供などの活動支援	
基本方針11 町行政組織における男女共同参画を推進する	
施策① 庁内推進体制の充実	
(1)男女共同参画施策を総合的に推進する	
(2)男女共同参画社会基本法など法制度の周知徹底	
施策② 町職員への意識啓発	
(1)町職員への啓発や意識改革のための研修の充実	
(2)育児・介護に対する職場理解の推進と法に基づく休業制度の積極活用	
(3)町女性職員の管理職研修の充実と管理職登用の促進	
(4)女性職員への研修機会等の充実	
(5)職場環境の見直し	
(6)健康に関する相談援助体制の整備	

コメント 18 山本 美玖
もともと「地域の女性リーダーの養成」でしたが、内容が養成というより参画促進に関する内容でしたので、施策③とまとめる形で作成しております。

コメント 19 山本 美玖
こちらは地域活動の支援に関する取り組みの記載となっており、主に地域福祉計画に記載している内容になってくるかと思うので削除しても良いかと思います。

コメント 20 山本 美玖
こちらも同様に、主に地域福祉計画に記載する内容かと思しますので、計画記載内容のすみわけという観点から削除しても良いかと思います。

コメント 21 山本 美玖
(3)と(5)の内容が重複していますので1つにまとめました。